

告 示

埼玉県告示第千四百二十七号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第三項の規定により、西吉見南部土地区画整理組合から東松山都市計画事業西吉見南部土地区画整理事業について換地処分をした旨の届け出があつたので、同条第四項の規定により、公告する。

平成二十八年十月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司